

国名	カナダ
公的年金の体系	(所得保障補足年金) (CPP) (OAS年金) (clawbackによる納税分)
被保険者	・ OAS制度は全国民 ・ CPPでは18歳以上70歳未満の年収がCAD3,500以上の者が保険料を納付する義務がある。
保険料率（2024年）	・ OAS制度の給付の財源は連邦税 ・ CPPの従来給付勘定は9.9%，給付乗率改善部分の保険料率：2020年は0.6%，2021年は1.0%，2022年は1.5%，2023年以降は2.0%と定められている。 ・ CPPの給付算定対象年収の上限引き上げについては、元の上限を超える金額の8.0%
支給開始年齢	・ 65歳（OAS年金は繰下げ受給が可能。上限年齢は70歳。繰下げ増額率は1月につき0.6%；CPP年金は60～70歳の範囲で受給開始が可能。繰上げ減額率は1月につき0.6%，繰下げ増額率は1月につき0.7%）
基本受給額（2024年）	・ 満額のOAS年金はCAD713.34，満額の所得補償補足年金はCAD1,065.47（単身者の場合） ・ 75歳に到達するとOAS年金はその者の従前額の1割増になる（2022年7月施行）。 ・ CPPは生涯の給付算定対象年収（再評価後）の平均額の25%である。ただし、2016年改正により2019年以降の期間については、この率を33.33%としている。
給付の構造	・ OASは18歳以降のカナダでの居住期間が10年以上あれば受給することができるが、40年に満たないときは年数比例で減額される。 ・ CPPにおける給付算定対象年収とは、年収額からCAD3,500を控除した金額である。再評価は、毎年定められる年収額の上限額（YMPE；2024年はCAD68,500）の直近5年間の平均の金額が対応する年の上限額の何倍になっているかを計算し、この倍率をその年の給付算定対象年収に乗じて行う。平均額は、生涯の給付算定対象年収（再評価後）のうち、最も低い8年分を除いたうえで平均額を計算して算定する。 ・ CPPの年収額の上限は2024年から引き上げられ、CAD68,500を第一上限、その7%増のCAD73,200を第二上限と呼び、2025年以降については、第二上限は第一上限の14%増と定められた。
所得再分配	OAS給付
公的年金の財政方式	賦課方式。ただし、将来の高齢社会において安定的な財政運営のために若干の積立金を保有。給付改善部分については開放型平準保険料方式で運営。給付改善部分については収支及び積立金は分別管理される。
国庫負担	OAS給付の財源は連邦政府の一般税収
年金制度における最低保障	OASで措置されている。
無年金者への措置	OASで措置されている。
公的年金と私的年金	特に連携はしていないが、2016年の改正のように、給付水準見直しの参考にしている。

国民への個人年金情報の提供	インターネットで参照することができる（ユーザーID、パスワードが必要）。
---------------	--------------------------------------

（坂本純一・年金シニアプラン総合研究機構特別招聘研究員）

カナダの年金制度

坂本純一（年金シニアプラン総合研究機構
特別招聘研究員）

1. 制度の特色

カナダの年金制度の第一の特色は、基礎年金部分が税方式により運営されていることである。これには歴史的経緯がある。ひとつは憲法により連邦政府には保険料の徴収権限が与えられていなかったため、1927年に最初の公的年金ともいべき老齢年金法が成立したとき、社会保険方式をとることができなかった。もうひとつは第一次世界大戦による好景気が訪れたが、高齢者はその技術革新についていけず、早急に高齢者の貧困対策が求められたからである。

第二の特色は、第一でも出てきたように連邦国家であるため、連邦政府と州政府が緊密に連携して動かないと制度改正ができないという点である。現在では、2階の報酬比例年金であるカナダペンションプラン（CPP）の制度改正には、ケベック州も含む3分の2以上の州が賛成し、それらの州の人口の合計がカナダの人口の合計の3分の2以上であることが必要である。

第三の特色は、CPPにおいては3年に一度財政再計算が行われるが、その結果現在の保険料率が不十分で引き上げないといけないという場合に、連邦政府と州政府が合意できない場合、自動的に不足する保険料率の半分の率だけ引き上げられ、かつ次の財政再計算までスライドは停止される、という規定があることである。このため、財政再計算報告書は外部有識者の検証を受けることになっており、さらに外部有識者のコメントは、イギリスの政府アクチュアリーの見解を得ることになっている。国民生活に直接影響するからである。

2. 制度の沿革

1927年の老齢年金法は、税方式で所得調査、資産調査付きのものであった。その財源は州政府と連邦政府が半々で負担するものであった。しかし州政府の権限が強く、給付内容も州ごとに異なった。所得調査、資産調査は評判が悪く、さらに裁定請求をしたときに子供が面倒を見てくれないことが分かったと、

州政府の窓口の役人が子供を訴えろというような勧告をするありさまで、この制度は国民の間で極めて不評であった。

こうしたことから1952年に憲法を改正して連邦政府が基礎年金ともいべき税財源による老齢保障制度（OAS）を導入したときは、所得調査、資産調査の無い制度とした。この制度からは、全財源を連邦政府が負担することになった。このOAS制度を導入するときも社会保険方式にするか税方式にするかで論争が行われたが、第二次世界大戦の好景気にかかわらず、高齢者は技術革新についていけず、困窮状態に置かれていたため、早急に貧困対策をするべきということで、税方式が採用された。

OASの制度が始まってみると、中堅サラリーマン層から現役時と引退時の収入のギャップが大きく、報酬比例的な給付が必要であるという要望が出るようになった。このため、さらに憲法を改正して連邦政府が社会保険料を徴収できるようにし、CPPが導入されることになった。1967年のことである。このときケベック州は独自の年金制度を導入した。ケベック分離独立論が強い時代であり、この動きもその一環と捉えられた。1990年代までこの議論は続くが、住民投票で分離独立派が敗れ、それ以降分離独立論は下火になっている。ケベックペンションプラン（QPP）はCPPと少し異なるところはあるが、完全に通算できる形であり、制度改正も協力的に行われている。このCPPが導入されたときに、CPPにカバーされない主に収入の低い人には、所得保障補足年金（GIS）が導入された。この給付のおかげで、カナダは高齢者の貧困率が低いと言われる。

2007～08年のリーマンショックの後、企業年金が縮小する傾向が顕著になり、かつ、DB制度からDC制度への移行も多くなったため、公的年金制度を拡充する議論が持ち出された。紆余曲折はあったが、2016年に連邦政府、州政府が同意し、CPPの給付改善が行われ、2019年から実施された。CPPには給付改善部分は平準保険料方式で運営することとする規定があり、今回の主たる給付改善は別勘定で、積立金も分離して運営されている。

3. カナダの公的年金制度の概要

カナダの公的年金制度は、カナダでの居住要件で

給付が決まる税方式の老齢保障（Old Age Security; OAS）と呼ばれる制度と、社会保険方式による報酬比例年金から構成されている。OASの財源は連邦政府の一般税収である。一方、社会保険方式による報酬比例年金には、カナダペンシヨンプラン（Canada Pension Plan; CPP）とケベックペンシヨンプラン（Quebec Pension Plan; QPP）があり、ケベック州以外で就労する者にはCPPが、ケベック州で就労する者にはQPPが適用される。両者は全く同じではないが類似の枠組みになっており、通算が可能である。以下、OASとCPPの概要を見て行こう。

(1) OASについて

OASはカナダに居住する権利を有するすべての者を対象としている。そして、カナダに18歳以降10年以上住んだ実績があれば65歳からOASを受給することができる¹。その際、以下に述べるように年収に応じて給付の減額はあるが、保有資産の規模は考慮されない。

OAS給付には、OAS年金（Old Age Security Pension）、所得保障補足年金（Guaranteed Income Supplement）、老齢つなぎ年金（Allowance）、遺族つなぎ年金（Allowance for survivor）の4つの給付がある。

まず、OAS年金であるが、2024年第2四半期の給付月額次々になっている。すなわち18歳以上の期間でカナダに40年以上居住していた者は、満額のCAD713.34²を受給できる。40年よりも居住期間が短いとそれに比例して減額される。この金額は四半期ごとにCPIの変動に応じて改定される。75歳以上の受給者が受け取るOAS年金の額は2022年7月から10%増額されることになり、2024年第2四半期の75歳以上の者が受け取る満額のOAS年金の給付月はCAD784.67である³。

OAS年金以外の年収が一定額を超えると、その超えた額の15%を受給者は税金（財政健全性回復税）⁴として翌年の7月から翌々年の6月の間に納めなければならない。例えば2022年のOAS年金以外の年収がCAD81,761を超えると、2023年7月から2024年6月の間に対応する財政健全性回復税を納めなければならない。したがって2022年のOAS年金以外の収入がCAD134,626以上あると、OAS年金は

事実上ゼロになる。また、75歳以上の者については、2022年のOAS年金以外の収入がCAD137,331以上の場合に、OAS年金は事実上ゼロになる。この一定額CAD81,761は毎年物価スライドにより定められ、2023年分はCAD86,912と定められている。そしてOAS年金が事実上ゼロになるOAS年金以外の収入額は65～74歳でCAD142,609、75歳以上でCAD148,179である。

OAS年金は繰下げ受給をすることができ、1か月の繰下げごとに0.6%増額される。繰下げ期間の上限は60月（5年）である。60月繰下げれば36%増額となる⁵。

OAS年金は課税対象になる。

次に、所得保障補足年金はOAS年金の受給者でOAS年金以外の収入の無い者、もしくは少ない者に対し支給される。まずこの受給者が単身である場合には、満額の所得保障補足年金の給付月額は、2024年第2四半期についてはCAD1,065.47である。ただしその者のOAS年金以外の年収⁶が増えるにつれて所得補償補足年金の年金月額が減額されることになっており、年額CAD21,624以上であるときに、所得保障補足年金はゼロとなる（表で定められている）。

夫婦もしくは同性カップルの場合、①配偶者もしくはパートナーがOAS年金の受給者である場合、②配偶者もしくはパートナーがOAS年金の受給者でない場合、③配偶者もしくはパートナーが老齢つなぎ年金の受給者である場合、の三通りのケースが存在するが、それぞれのケースの所得保障補足年金の額は次のようになる。

まず①のケースであるが、2024年第2四半期については満額で月額CAD641.35の所得保障補足年金が支給される。ただしこの夫婦もしくは同性カップルの年収合計が増加するにつれて所得保障補足年金は減額され、年収合計がCAD28,560以上になると所得保障補足年金はゼロとなる（表で定められている）。

②のケースでは、2024年第2四半期の満額の所得保障補足年金は月額CAD1,065.47であるが、①と同様この夫婦もしくは同性カップルの年収が増加するにつれて減額され、CAD51,840以上になると、所得保障補足年金はゼロとなる（表で定められている）。

③のケースでは、配偶者またはパートナーが60歳

以上65歳未満である場合であり、老齢つなぎ年金を受給している場合である。ここで老齢つなぎ年金とは、結婚しているかそれに準ずる状況にある60歳以上65歳未満の者で、配偶者またはパートナーの年金が低く、配偶者またはパートナーの年収と本人の年収を合わせても一定額以下の者に支給されるつなぎ年金である。この場合の2024年第2四半期における満額の所得保障補足年金は月額CAD641.35である。ただし、この夫婦もしくは同性カップルのOAS年金、所得保障補足年金、老齢つなぎ年金を除く年収の合計額が増加するにつれて所得補償年金及び老齢つなぎ年金ともに減額され、合計額がCAD39,984⁷となったところで老齢つなぎ年金はゼロとなる（表で定められている）。一方、本人の所得保障補足年金については、配偶者またはパートナーのOAS年金、所得保障補足年金、老齢つなぎ年金以外の年収の合計額が増加するにつれて減額され、合計額がCAD47,136以上となったところで所得保障補足年金はゼロとなる（表で定められている）。

遺族つなぎ年金は、60歳以上65歳未満の者であって、配偶者またはパートナーが死亡し、再婚や新しいパートナーと生活を始めていない所得の低い者に支給される。

(2) CPPについて

(a) 適用

CPPの被保険者は、次の要件を満たす就労者とする。

- ① 18歳以上70歳未満の自営業者を含む就労者。
ただし、ケベック州にある事業所で就労する者⁸を除く。
- ② 除外される主な者は次のとおりである。
 - ・ 年収がCAD3,500未満の者
 - ・ 特定の宗教団体の聖職者、職員
 - ・ 事業主に扶養されている従業員で、現金給与は支払われない者
 - ・ CPPの障害年金を受給する者⁹

CAD3,500の年収額は年収下限（the Year's Basic Exception; YBE）と呼ばれ、その者をCPPに適用するか否かの分岐点になる¹⁰。

ここで注目しておくべきことは、カナダ連邦政府、州政府その他自治体の公務員もCPPまたはQPPの適

用を受け、また、カナダ連邦軍の軍人及びカナダ騎馬警察の警察官は、その者がケベック州に居住していても、すべてCPPの適用対象となることである。この点は被用者年金制度一元化後のわが国と同様である。

(b) 用語の定義

イ. 中核的制度（base CPPまたはbase Plan）と給付改善部分（additional CPPまたはadditional PlanまたはCPP enhancement）

2016年の制度改正により、2019年1月からの期間について給付乗率を25%から33.33%に引き上げ、給付算定対象年収の上限を2024年1月から7%引き上げ、2025年1月から14%引き上げる措置が講じられることになった。この給付改善部分を除いた従来の給付部分を中核的制度と呼び、給付改善部分を文字通り給付改善部分と呼んでいる¹¹。

CPPの改善された給付については、1998年の改正により、平準保険料方式により運営することが定められているので、給付改善部分は別途平準保険料率が定められ、勘定も中核的制度から分離した勘定で運営され、積立金もその勘定で管理・運用されている。ただし、文末注11にあるように、中核的制度についても給付改善の部分があり、その部分については、平準保険料率を計算した上で、中核的制度の実行保険料率に含めて運営されている。

ロ. 給付算定対象年収の第一上限（Year's Maximum Pensionable Earnings; YMPE）と第二上限（Year's Additional Maximum Pensionable Earnings; YAMPE）

給付算定対象年収の上限を、2024年1月から7%引き上げ、2025年から14%引き上げる改正が行われたため、従来の上限は給付算定対象年収の第一上限、引き上げられた上限は給付算定対象年収の第二上限と呼ばれている。

第一上限の2023年の額はCAD66,600であり、2024年にはこれがCAD68,500に引き上げられた。また第二上限は2024年から実施されたが、2024年の第二上限はCAD73,200と定められた。これはちょうど第一上限の7%増の金額である。

第一上限、第二上限の額は、毎年6月末における、カナダ統計局（Statistics Canada）が公表する産業合計の週間給与の年平均の対前年伸び率に基づいて

算定される。その際CAD100未満切り捨てで定められる。

ハ. 年収下限 (Year's Basic Exemption; YBE)

(a)で既にふれたが、CPPの適用になるためには年収がCAD3,500以上であることが必要である。この額は年収下限 (Year's Basic Exemption; YBE) と呼ばれ、保険料額の計算に影響する。年収下限は、原則としては、その年の給付算定対象年収の第一上限の10%相当額を超えない、かつ、それに一番近いCAD100の倍数の金額と定められているが、1997年以降、CAD3,500に据え置かれている。

二. 中核的制度への保険料拠出期間 (Contributory Period) 及び給付改善部分への保険料拠出期間 (Additional Contribution Period)

中核的制度への保険料拠出期間 (Contributory Period) とは、18歳に到達したとき、または1966年1月1日¹²にすでに18歳に到達していた者については1966年1月1日から次のいずれかに到達するまでの期間の月数を意味する：

- ① 拠出者が死亡した月まで
 - ② 老齢年金の支給が始まった月の前月まで
 - ③ 拠出者が70歳に到達した月の前月まで
- ただし、次の月はカウントしない：
- ① 拠出者がCPPまたはQPPから障害年金を受給していた月（3か月の待期期間を含む）
 - ② 年収下限CAD3,500よりも低い年収であった年に属する月で、7歳以下の子供を養育していた月
 - ③ 2012年1月1日以降老齢年金受給者で就労している者が保険料を納める選択ができるようになったが、そのように保険料を納めた月

給付改善部分への保険料拠出期間については、第一追加拠出期間 (the first additional contribution period) と第二追加拠出期間 (the second additional contributory period) を設定する。第一追加拠出期間とは、18歳に到達した月、または2019年1月¹³にすでに18歳に到達していた者は2019年1月から、次のいずれかに到達するまでの期間の月数を意味する：

- ① 拠出者が死亡した月まで
- ② 老齢年金の支給が始まった月の前月まで
- ③ 拠出者が70歳に到達した月の前月まで

給付改善部分への第二追加拠出期間とは、18歳に到達した月、または2024年1月¹⁴にすでに18歳に到達していた者は2024年1月から、次のいずれかに到達するまでの期間の月数を意味する：

- ① 拠出者が死亡した月まで
- ② 老齢年金の支給が始まった月の前月まで
- ③ 拠出者が70歳に到達した月の前月まで

ホ. 年金スライド指数 (Pension Index)

ある年の年金スライド指数とは、前々年11月から前年の10月までの毎月の消費者物価指数 (Consumer Price Index) の平均を意味する。ただし、ある年の年金スライド指数が前年の年金スライド指数を下回るときは、前年の指数を当年の指数とする。

(c) CPPの保険料率

CPPの保険料率は、中核的制度と給付改善部分に分けて定められている。

中核的制度については、保険料率は9.9%と定められている。この保険料率を年収下限 (YBE) を超え、給付算定対象年収の第一上限までの年収に対し乗じることによって得られる金額が中核的制度の保険料額となる。これを労使折半で負担する。自営業者の場合は全額本人負担である。この保険料率は今後引き上げないことが定められている¹⁵。

給付改善部分の保険料率は、二つの給付改善部分に対応して第一追加保険料率 (the first additional contribution rate) と第二追加保険料率 (the second additional contribution rate) が定められている。第一追加保険料率¹⁶は2019年1月から実施された給付乗率の25%から33.33%への引き上げに対応する保険料率で、2019年0.3%、2020年0.6%、2021年1.0%、2022年1.5%、2023年以降2.0%と定められている。

第二追加保険料率は、2024年から適用され、8.0%と定められている。各年の保険料額は、給付算定対象年収のうち第一上限 (YMPE) を超え、第二上限 (YAMPE) までの金額に対し8%を乗じることにより算定される。給付算定対象年収が第一上限 (YMPE) を超えない者の保険料額はゼロである。

給付改善部分の収支は中核的制度の収支とは別の勘定で管理される。第一追加保険料、第二追加保険料はこの給付改善部分の勘定に収納される。

また、中核的制度については、財政再計算の結果、最小保険料率¹⁷が現行の法定保険料率を上回った場

合に、連邦政府及び州政府の財務大臣が、法定保険料率を引き上げる決定をしない、もしくは引き上げないで現行料率を維持することを勧告することを決定しない場合、自動的に法定保険料率を、現行法定保険料率と財政再計算結果の最小保険料率との差の半分の率だけ引き上げ、また次期財政再計算まで給付のスライドを行わないことが規定されている¹⁸。この規定は不十分保険料率条項 (the insufficient rates provisions) と呼ばれている。

給付改善部分については、将来加入者を見込んだ平準保険料方式による保険料率が上述のように定められており、その際、次の二つの条件が満たされるように第一追加保険料率と第二追加保険料率が定められている：

条件1：財政再計算の基準日から3年間を「財政再計算に基づく検討期間 (the review period)」¹⁹と呼んでいるが、この検討期間終了後50年目及び60年目の積立比率の見通しが等しくなっていること。ただし、50年目が2088年よりも前の場合には、2088年と2098年の積立比率の見通しが等しくなっていること。

条件2：第二追加保険料率は第一追加保険料率の4倍になっていること²⁰。

給付改善部分の保険料率はこのような考え方によって決められ、図表のように、2024年以降第一追加保険料率は2.0%、第二追加保険料率は第一追加保険料率の4倍である8.0%と定められている。

中核的制度の保険料率について不十分保険料率条項が設けられているように、給付改善部分についても「持続可能性に関する政令 (sustainability Regulations in respect of the additional plan)」が設けられている。その内容はここでは省略する。

(d) 老齢年金

イ. 受給資格要件

60歳以上の者で、それまでに1年以上CPPに保険料を拠出したことのある者は、中核的制度の老齢年金を受給することができる。その受給権は本人の裁定請求に基づいて判断されることが原則であるが、2020年1月1日から、CPPの他の種類の給付を受給していたり、OASの給付や州政府が実施する給付を受給している者が70歳以上になった場合には、裁定請求は不要とされた。また、70歳になる前年に所得税の還付が行われた者についても、裁定請求は不

要とされた。裁定請求主義の一部緩和である。

また、2012年より前には、65歳より前に老齢年金を受給するためには就業していないか低い報酬しか得ていないことが要件であったが、2012年1月以降この要件は廃止され、CPP老齢年金を受給しながらケベック以外のカナダで働く65歳未満の者については、CPPに事業主とともに保険料を拠出することとされた。

65歳以上のCPP老齢年金受給者がケベック以外のカナダで就労している場合には、CPPの保険料を拠出するか否かは本人が選択することができることとされたが、拠出を選択した場合には、事業主も負担しなければならない。

これらの受給者からの保険料拠出は退職後増額給付 (post-retirement benefits)²¹に反映されることになる。これについては後述する (二. 参照)

給付改善部分の老齢年金についての受給資格要件は、中核的制度の老齢年金の受給資格要件と同じで、中核的制度の老齢年金を受給できる者は給付改善部分の老齢年金の受給資格要件を満たすことになる。

70歳に到達すると、それ以降は保険料を納付することはできない。

ロ. 年金額

老齢年金の新規裁定時点での年金額は、中核的制度の老齢年金の額と給付改善部分の老齢年金の額を合計した金額である。

(i) 中核的制度の老齢年金額

CPPの中核的制度の老齢年金の新規裁定時の額は、次の算定式により算定される：

$$\text{CPP中核的制度の老齢年金額 (年額)} = \frac{\text{18歳から64歳までの毎年の給付算定対象年収(再評価後)の合計}}{47} \times 25\%$$

47は18歳到達時から65歳到達時までの年数である。実際には月数をカウントするケースが出てくるが、ここでは煩雑さを避けるために年数で表記する。

また、再評価後の給付算定対象年収とは、新規裁定者の各年における給付算定対象年収に次の算定式で定められる再評価率を乗じた金額を意味する：

$$\text{ある年の再評価率} = \frac{\text{新規裁定時が属する年及びその年から4年前までの5年間のそれぞれの給付算定対象年収の第一上限の平均}}{\text{その年の給付算定対象年収の第一上限}}$$

給付算定対象年収がゼロで保険料を拠出していない年は再評価後の給付算定対象年収はゼロになるが、このように給付算定対象年収がゼロないし低い場合は、全期間の17%まで、すなわち8年分まで過去の再評価後の給付算定対象年収をその平均を算定する際に除外することができる。そして除外した場合には年金額算定式の分母も47ではなく、47から除外した年数を除いた年数を分母とすることになる。さらに、障害の状態になっていたために報酬が低くなっている期間や、7歳未満の子供を養育していた期間で給付算定対象年収が低かった期間については、上記の8年分以外に再評価後の給付算定対象年収の平均を算定する際に除外することができる。その場合の分母には47からこれらの年数も控除した年数を置くことになる。この措置を給付額算定における除外措置（drop-out provision）と呼んでいる。

2024年に65歳の新規裁定者に支払われる理論上の最大年金額はCAD16,375である。これは月額換算すればCAD1,364.60である。

(ii) 給付改善部分の老齢年金額

給付改善部分の老齢年金を算定するために、第一給付改善部分給付額算定月収（再評価後）累計（以下「第一改善部月収累計」）（the first additional monthly pensionable earnings）及び第二給付改善部分給付額算定月収（再評価後）累計（以下「第二改善部月収累計」）（the second additional monthly pensionable earnings）という概念を定義する。

第一改善部月収累計は、47年間の第一追加保険料の対象となった期間について、その保険料算定の基礎となった第一上限までの給付算定対象年収（再評価後）を12で割った金額のうち、高い方から40年分（480月分）の金額の合計額を意味する。ただし、この第一追加保険料の徴収は2019年1月から開始されたので、その納付期間が40年（480月）に満たない者も当初は存在することから、その場合には、その全期間の給付算定対象年収（再評価後）を12で割った金額の合計額を第一改善部月収累計とする。この場合、(c)で見たように、2019年1月から2022年12月までの4年間は第一追加保険料率は2.0%よりも低く設定されているために、その分この期間に対応する給付も低く設定することとし、2019年の月収には0.15を乗じ、以下、2020年、21年、22年の月収に

はそれぞれ0.3, 0.5, 0.75を乗じることとされている²²。

給付改善部分の第一追加保険料に対応する老齢年金の額（年額）は、次のように定められている：

$$\text{第一追加保険料率に対応する老齢年金の額(年額)} = \frac{\text{第一改善部月収累計}}{480} \times 8.33\% \times 12$$

第一追加保険料拠出期間が40年に満たない者についても、分母の480はそのまま480である。第一改善部月収累計を算定する場合に、中核的制度の老齢年金のような給付額算定における除外措置はないが、障害の状態になっていた期間や、7歳未満の子供を養育していたために給付算定対象年収が低くなっている期間については、次のように別途定められた報酬の読み替えをすることが定められている。この規定は給付額算定における読み替え措置（drop-in provision）と呼ばれている。給付改善部分についてのこの規定は2019年1月以降の期間についてのみ適用される。

まず障害の場合の読み替え措置では、障害発生前6年間²³の給付算定基礎給の平均の70%を算定し、障害のために報酬が低くなった期間のうちこの70%の金額よりも低い期間について、この70%の金額を給付算定対象年収とみなすこととしている。

次に7歳未満の子供の養育期間については、その期間の給付算定対象年収が、子供の生まれたとき、もしくは養育が始まったときの直前の5年間の給付算定対象年収の平均額よりも低い場合にはその5年間の平均額に置き換えることとされている²⁴。

第一追加保険料率に対応する老齢年金の額はこのように定められているが、それは概ね給付乗率を25%から33.33%に引き上げた給付増額に対応すると言えるものの、細かいところではベースになる給付額算定の基礎となる報酬累計が中核的制度的場合と異なっているので、厳密には中核的制度的給付乗率の引き上げとはなっていない。

第二改善部月収累計は、47年間の第二追加保険料の対象となった期間について、その保険料算定の基礎となった給付算定対象年収のうちの第一上限を超え、第二上限までの金額（再評価後）を月収換算したもののうち高い方の40年分（480月分）の金額の合計を意味する。ただし、第二追加保険料は2024年

1月から徴収されているものであるため、当分の間、第二追加保険料の納付期間は40年に満たないことになるが、その場合には、すべての期間の第一上限を超え、第二上限までの金額について、月収換算したうえで再評価後累計したものを第二改善部月収累計とする。また、給付算定対象年収は、必ずしも第一上限を超えるとは限らないので、将来的にも第二追加保険料納付期間がすべての者に40年あるとは限らない。この第二追加保険料納付期間が40年に満たない者についても、第一上限を超えたすべての期間について、第一上限を超え第二上限までの金額の月収換算した金額を再評価したものの累計を第二改善部月収累計とする。

給付改善部分の第二追加保険料に対応する老齢年金の額（年額）は、次の算定式で定められている：

$$\text{第二追加保険料率に対応する老齢年金の額(年額)} = \frac{\text{第二改善部月収累計}}{480} \times 33.33\% \times 12$$

第二追加保険料拠出期間が40年に満たなくても、分母の480はそのままである。

図表 給付改善部分老齢年金の理論的 maximum 年金額

65歳に到達する年 (その年の1月1日に 到達するものとする)	給付改善部分への 保険料拠出期間 (年)	理論的 maximum 年金額 (給付改善部分)	
		月額 (CAD)	年額 (CAD)
		(2022年価格表示)	
2024	5	28	336
2029	10	106	1,271
2044	25	348	4,180
2065	46	647	7,759

(資料) The 31st Actuarial Report on the Canada Pension Plan

(注1) 「給付改善部分への保険料拠出期間」は2019年から当該年までの年数を意味する。

(注2) 2065年に65歳に到達する者の保険料拠出期間は46年になるが、そのうちの40年だけが算定対象となる。

(注3) 「2022年価格表示」とは賃金上昇率で2022年に割り引いた金額を意味する。

給付改善部分の給付額は、この制度が開始されたばかりなので、当分は少額であり、40年かけて増加していく。給付改善部分の老齢年金の理論的な最高年金額の今後の見通しを図表に掲げた。中核的制度の老齢年金の理論的 maximum 年金額はCAD14,925であったから、これは2022年に65歳になる者の中核的制度の理論的 maximum 年金額の52%増²⁵になる。

ハ. 繰上げ受給、繰下げ受給

CPPの老齢年金給付の支給開始年齢は65歳であるが、60歳を限度として支給開始を早める繰上げ支給の制度と、70歳を限度として支給開始を遅らせる繰下げ支給の制度がある。そして、繰上げた場合には1か月の繰上げにつき0.6%年金額が減額され、繰下げた場合には1か月の繰下げにつき0.7%年金額が増額される。例えば繰上げ支給により60歳から老齢年金を受給した場合、年金額は36%減額されることになる。また、繰下げ支給により70歳から老齢年金を受給した場合、年金額は42%増額されることになる。

二. 在職受給者について（退職後増額給付）

CPPの老齢年金の繰上げ受給をした者が再度就労した場合は、65歳まではCPPの保険料を納付しなければならない。事業主も事業主分を負担する。65歳以上の者が就労する場合には、その者はCPPの保険料を負担するか否かを選択することができる。そして当該者が保険料納付を選択した場合、事業主も事業主負担分を納付しなければならない。

これらの保険料納付に対し、納付の翌年から退職後増額給付（post-retirement benefit）を受給することができる。複数年就労した者については、退職後増額給付が累積されていくことになる。退職後増額給付の年金額は、次の算定式で計算される：

$$\text{退職後増額給付の額(年額)} = \frac{\text{保険料を拠出した年の給付算定対象年収}}{\text{保険料を拠出した年の報酬上限}} \times \frac{1}{40} \times \text{(保険料を拠出した年の老齢年金の理論上の最高年金額)}$$

(注1) 給付算定対象年収は、中核的制度については第一上限までの給付算定対象年収を、給付改善部分については給付算定対象年収のうち第一上限を超え、第二上限までの金額を意味する。

(注2) 報酬上限は、中核的制度部分については第一上限を、給付改善部分については第一上限と第二上限の差額を意味する。

受給者としての保険料納付が複数年にわたる場合には、前年までの退職後増額給付に、さらに同じ算定式で計算された金額が加算される。

退職後増額給付は、新規裁定された後は消費者物価上昇率でスライドされる。複数年にまたがる場合には、前年までに裁定された年金額は物価スライドされ、その金額に当年に新規裁定された年金額が加算される。支給期間は終身でありその間物価スライドされる。

障害年金、遺族年金についてはここでは省略する²⁶。

《注》

- ¹ ハーパー政権でこの年齢は70歳に引き上げられたが、現在のトルドー政権になって65歳に戻された。
- ² CAD 1=JPY112とすれば、約8.0万円がわが国の基礎年金の水準より高い。
- ³ OAS年金は物価スライドされるために、賃金の上昇率に比べて相対的に給付水準が低くなるケースが多い。このため、時々ad hocな給付改定がなされる。今回は2021年の総選挙の際に、トルドー首相が率いるカナダ自由党が選挙公約にOAS年金の改定を掲げた。2022年7月にこの公約が実施された。
- ⁴ 財政健全性回復税 (recovery tax) と呼ばれている。この制度がclaw-back制度と呼ばれているもので、1989年改正で導入された。それまではOAS年金には資産調査も所得調査もなかった。
- ⁵ わが国よりは厳しい繰下げ増額率である。
- ⁶ この年収にカウントされるのは、CPP年金、QPP年金、職域年金、私的年金、雇用保険給付、自営業収入、等々である。その合計金額の最初のCAD5,000までのブラケットの100%、CAD5,000超CAD10,000までのブラケットに属する金額の50%を合計した金額が控除されることになっている。
- ⁷ 2022年第1四半期の金額である。第2四半期の数字が見当たらなかった。
- ⁸ これらの者はケベックペンションプラン (Quebec Pension Plan; QPP) の適用となる。CPPとQPPは給付等が少し異なるが、完全に通算できる。
- ⁹ 障害年金の受給者が失権する年収の目安は、政令により2023年の場合、CAD18,509.36と定められている。ただし、個別ケースではこの収入を超えても引き続き障害年金受給者とみなされる場合がある。
- ¹⁰ 公的年金制度全体の組み立てが異なるので、一概に比較はできないが、パート・アルバイトへの厚生年金の適用を拡大する際の要件として、標準報酬月額額は8.8万円 (年換算105.6万円) 以上とされているので、CPPの方が広く保険料を徴収していると言える。
- ¹¹ 2016年の制度改正においては、ここに述べた給付乗率の引き上げ、給付算定対象年収の上限の引き上げのほか、①7歳以下の子供の養育期間 (2019年2月以降の期間に限る) について、給付算定対象年収が養育開始直前の5年間の平均より低い場合には、その5年間の平均額をその養育期間の給付算定対象年収とする、②障害状態になったために無収入もしくは低収入になった期間 (2019年1月以降の期間に限る) について、障害状態になる直前の6年間の平均収入の60%の収入があったものとして、老齢年金及び遺族年金を算定する、③遺族年金について、受給権者が被保険者の死亡時に45歳未満の場合、45歳までの1か月ごとに1/120ずつ年金額 (35歳以下で年金額はゼロになる) を減額する措置が実施されていたが、2019

年1月以降はこの減額措置を廃止する、④2019年1月以降、65歳未満の老齢年金の受給権者が障害年金の受給権を得た場合、障害年金の定額部分を65歳まで支給することとし、子供がいる場合には子への加給を支給する、⑤2019年1月以降の死亡一時金については、それまで報酬比例額を算定し、CAD2,500を上限としていたものを、すべての受給権者に一律CAD2,500を支給する、という給付改善がなされた。これらの給付の増加分も給付改善部分に含まれ、平準保険料方式により運営される。

- ¹² CPP法が施行された日である。
- ¹³ 給付乗率の引き上げ (25%→33.33%) が実施された月である。
- ¹⁴ 給付算定対象年収の上限の引き上げ (2024年1月: 7%, 2025年1月14%) が実施された月である。
- ¹⁵ 財政再計算のたびにその財政状況は検証され、保険料率が十分でないことが判明したときは、何らかの対策が講じられる。
- ¹⁶ 第一追加保険料の金額は、中核的制度の保険料額と同様、第一上限までの給付算定対象年収からYBEを控除して得られる金額に保険料率を乗じて得られる金額である。
- ¹⁷ 中核的制度の最小保険料率とは、①給付改善の影響を除いた中核的制度の財政再計算で作成されたCPP収支の将来見通しで、10年後及び60年後の積立比率が同率になっている保険料率のうち、最小の保険料率、及び②中核的制度に係る給付改善分 (文末注11参照) の見通しに対する平準保険料率、の合計を意味する。ここである年の積立比率とは、その年の末日の積立金の額が、その年の給付費の何倍になっているかを示す指標である。
- ¹⁸ (b)のホ. で見たように、CPP給付に負のスライドはない。このため、この規定は通常のケースよりも給付が低くなることを意味している。
- ¹⁹ CPPの直近の財政再計算である第31回財政再計算の基準日は2021年12月31日であるので、この財政再計算に基づく検討期間は2022年～24年である。したがって積立比率を測定する年は2074年と2084年ということになるが、2088年より前の年であるので、財政見通しによる積立比率の測定は2088年と2098年ということになる。
- ²⁰ 第一追加保険料率は、給付算定対象年収の第一上限までの金額に対し適用され、象徴的に給付乗率が25%から8.33ポイント上昇した部分に対応する保険料率であるのに対し、第二追加保険料率は給付算定対象年収の第一上限と第二上限の間にある金額に課されるものであり、給付としてはその上昇分に給付乗率33.33%がそのまま乗じられる部分であるので、象徴的に第二追加保険料率は第一追加保険料率の4倍 (=33.33/8.33) としたものである。あくまで象徴的な決め方であって、数理的には、あくまでこのようにして決められる保険料率を適用すると、検討期間終了後75年間収支が均衡することが確認され、かつ条件(1)の将来の積立比率が満たされていることが確認できれば良いことになる。

²¹ この給付にも中核的制度と給付改善部分がある。

²² それぞれの年の第一追加保険料率の2.0%に対する比率である。

²³ 障害発生前期間が6年未満の場合には、そのすべての期間の給付算定対象年収の平均の70%とする。

²⁴ 5年の期間が無い場合には、3年の平均額を用い、3年の期間が無い場合には、3年の期間のうち保険料拠出が

無い年についてその年の第一上限の40%の金額を入れて平均した金額を用いることとする。

²⁵ $\text{CAD } 7,759 / \text{CAD } 14,925 = 0.52$

²⁶ (公財)年金シニアプラン総合研究機構Web Journal年金研究No23坂本純一「CPPの第31次財政再計算報告書について(仮題)」(to appear) 参照。